

(様式7)

団体年間事業一部負担・町田市スポーツ協会主催大会事業補助に関する協定書

この協定書は、一般財団法人町田市スポーツ協会（以下「協会」という。）が協会加盟団体（以下「団体」という。）の団体年間事業費一部負担及び協会主催大会事業補助を行うことに関し、必要な事項を定め、もって団体の自主活動の促進とスポーツ振興に寄与することを目的として協定を締結する。

- 1 団体年間事業費一部負担金（以下「事業負担金」という。）及び協会主催大会事業補助金（以下「大会補助金」という。）を受けようとする団体は、指定された関係書類を協会に提出しなければならない。
- 2 協会は団体から上記1の提出を受け、その内容を審査し、交付決定通知書により通知しなければならない。
- 3 協会から交付決定通知を受けた団体は、請求書を協会に提出するものとする。請求書は、事業負担金及び大会補助金それぞれの請求書とする。
- 4 協会は、請求書受領後概ね30日以内に団体宛に支払いを行う。支払いは原則口座振込とする。
- 5 支払いは、事業負担金及び大会補助金の合算額を一括支払いする。ただし、これにより難しい場合は分割支給することが出来る。
- 6 本協定書の履行期間は、 年4月1日から 年3月31日とする。
- 7 団体は、事業負担金について履行期間終了後30日以内に、協会が指定する実績報告書等関係書類を提出しなければならない。
- 8 団体は、大会補助金事業が終了してから30日以内に、協会が指定する実績報告書等関係書類を提出しなければならない。また、補助金に余剰金が生じた時は速やかに当該余剰金を協会に返還するものとする。
- 9 団体が、偽りその他不正の手段により事業負担金及び大会補助金を他の用途に使用した場合は、交付額を返還しなければならない。

この協定書に定めのない事項は、必要に応じて協会及び団体が協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、協会及び団体は各1通を保有する。

年4月1日

一般財団法人 町田市スポーツ協会
会長 吉原 修 印

団体名

会長

印